

古代日本における畿内の変容過程

— 四至畿内から四国畿内へ —

門井直哉

- I. はじめに
- II. 四至畿内の境界
 - (1) 名墾横河
 - (2) 紀伊兄山
 - (3) 赤石櫛淵
 - (4) 近江狭々波合坂山
- III. 畿内制の変遷
 - (1) 四至畿内の性格
 - (2) 天智朝の「畿内」
 - (3) 四国畿内の成立時期
- IV. 境界の乖離の発生プロセス
 - (1) 四至畿内と国・評の関係
 - (2) 名墾横河と大和・伊賀国境
 - (3) 紀伊兄山と大和・紀伊国境
- V. おわりに

I. はじめに

畿内とは古代中国に由来する制度であり、地理的には宮都の近隣地域を指す。律令期のわが国においては大和(大倭)・河内・山城(山背)・摂津の4か国によって畿内が構成されていた¹⁾。畿内はいわば宮都の周囲に設定された特別行政区画であり、調は半免、庸は全免されるなどの優遇措置がとられていた²⁾。しかし、その一方で宮都を日常的に支える地域として雑徭の負担は畿外諸国よりも大きかった³⁾。

畿内の制度がわが国に初めて設けられたの

は大化2(646)年のことである。ただし、当時の畿内は「凡畿内東自_二名墾横河_一以来。南自_二紀伊兄山_一以来。西自_二赤石櫛淵_一以来。北自_二近江狭々波合坂山_一以来。為_二畿内国_一。」とあるように⁴⁾、四至によって境界が画されていた。大化の畿内と律令期の畿内(以下、本稿では前者を四至畿内、後者を四国畿内と呼ぶ。)の境界は必ずしも合致しておらず(図1)、



図1 四至畿内と四国畿内
アミかけの一点鎖線が四国畿内の範囲。

キーワード：畿内, 国, 境界, 領域, 地域認識

このことから文献史学や歴史地理学の分野では、四至畿内の性格や四国畿内との関係についてさまざまな議論が展開されてきた。

そうしたなか、今日に至るまで四至畿内の性格に関する理解として通説的な地位を占めてきたのが関晃の所説である。関は①四至畿内は国郡の区画を前提としていないこと、②遷都があっても畿内の範囲には全く影響がないこと、を中国の畿内制とは異なる日本の畿内制の特色とみなし、四至畿内とは中央豪族の古くからの居住地域を特別区域として定めたものであると主張した⁵⁾。そして関説の影響を受けたその後の研究では、四至畿内の範囲の実態は改新詔よりはるか以前に形成されていたとする説や⁶⁾、四至畿内の歴史的的前提としてヤマト王権の故郷である「ウチツクニ」の存在を指摘する説なども現れた⁷⁾。

一方、日中の畿内制を基本的に同質とみる向きもある。たとえば西本昌宏は、日本においては推古朝に礼制が受容され、それと同時に礼秩序を体現する特別地域としての畿内も設定されたと指摘する。その上で、四至畿内も大和・河内・山城などの国によって構成されていたもので、「改新詔の畿内規定はたまたまその範囲を四至によって示したにすぎず、その範囲もちの畿内の範囲とほとんど同じであった」と主張している⁸⁾。また吉川聡は、四至畿内は評を基礎として成立したものであるとし、四至畿内と四国畿内の性格については「異質なものと考える必要はない」と評価している⁹⁾。

もっとも西本説については、礼制には必ず畿内制が伴うわけではなく、推古朝に畿内が設定されていたとするには根拠が弱いとの批判が既にある¹⁰⁾。また、評・郡の上位区画としての国の成立は大化よりも時代が下るので、四至畿内の基礎として国の区画を想定することはできない。一方、吉川説にしても、全国的な立評は大化5(649)年のこととみられるので¹¹⁾、四至畿内の基礎として評の区画を想

定することはできない。やはり、四至畿内は行政区画を基礎とする中国の畿内制や四国畿内とは異質のものであったとみるべきであろう。

では、四至畿内はどのような過程を経て四国畿内へと移行し、両者の境界に乖離が生じることとなったのか。これは従来の研究において必ずしも十分な議論がなされてこなかった問題である。しかし、そうしたなかで注目されるのは、四至畿内の境界は国の領域を基礎とした畿内へと展開するための最初の目標地点であったとする金田章裕の所説である¹²⁾。金田説は、四至畿内から四国畿内への連続性を認めつつ、両者の境界の関係性を説明したものと評価することができよう。

ただし、四至畿内と四国畿内の境界に乖離が生じたプロセスについては、金田も「その展開の過程では、領域的にも、性格上においても各種の揺れが生じたであろう。」と述べるに留まっており、「各種の揺れ」の具体相については明らかにされていない。また、四至畿内の境界が本当に国を基礎とする畿内へと展開するための目標地点として設定されたものなのかも疑問である。

そこで本稿では、四至畿内から四国畿内への移行過程を国や評の整備過程との関連から検討し、両者の境界に乖離が生じるに至った経緯について考察してみたい。また、四至畿内から四国畿内への移行過程を論じるにあたっては、必然的に大津宮が造営された天智朝の畿内をどのように考えるのかという問題もかかわってくることになる。これについては、天智朝には畿内が廃止されていたとみる説¹³⁾と、近江に移転ないし拡張していたとみる説¹⁴⁾があるが、本稿ではこれらの説の当否についても検討しつつ、四至畿内から四国畿内への移行過程の全体像を探っていくことにしたい。

ところで、本稿は四至畿内と四国畿内の境界には乖離があるとの基本認識に立ってい

る。しかし、四至畿内の境界の位置については、近年、通説と大きく異なる比定案も示されている。これらに依拠すれば四至畿内と四国畿内の境界はすべて一致するという見方も成り立つことになるが¹⁵⁾、これは本稿の議論の前提にかかわる重要な問題である。そこで本稿の考察は、まず四至畿内の境界の位置を確認することから始めることにしたい。

II. 四至畿内の境界

(1) 名壑横河

四至畿内の東の境界である名壑横河は現・名張川にあてるのが通説である(図2)。しかし西本昌弘は、『日本書紀』の壬申の乱の記事にみえる「息長横河」が息長川の別名をもつ天野川でなく、その一支流である梓河内川に沿う地域に想定されることを挙げて、名壑横河についても名張川の一支流か支流に沿う地域名とみるべきとしている。そして名壑横河の具体的な位置については、大和・伊賀国境から1kmほど離れた名張市矢川に比定している¹⁶⁾。

「横河」を河川の本流ではなく支流の名称とする西本の指摘は説得的である。しかし、現在の名張川の流路ははたして大化の当時においても河川の本流とみなされていたのだろうか。筆者はこの点についてまず疑問を抱く。

そもそも河川の名称は必ずしも固定的なものでなく、同一河川の名称が時代や地域によって変化することは珍しくない。また、河川の本流・支流の区別は基本的に各河川の流長や流量によって決まるが、これらを正確に測定しえない過去の時代においては、どの河川を本流とみるかは人々の主観によっても左右されたであろう¹⁷⁾。

現在、名張盆地では名張川と宇陀川が名張市街地の西方で合流している。それぞれの河川の谷口から合流点までの直線距離は、前者が約1.5km、後者が約3.8kmである。名張盆

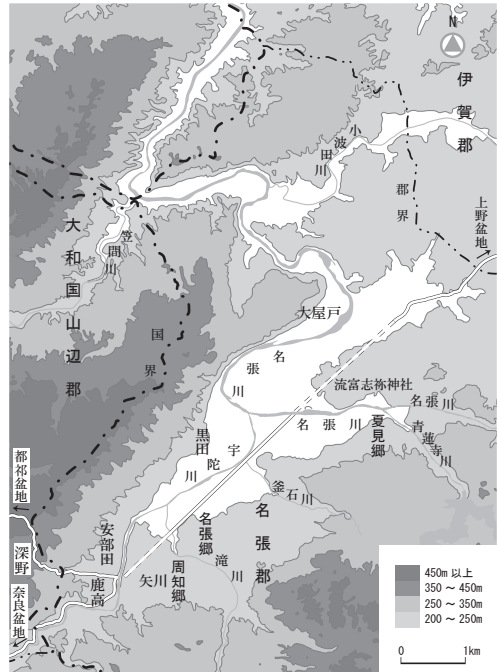


図2 名張盆地の地形と推定古道

地における流長は名張川よりも宇陀川の方が長い。また、かつての名張川は流富志祢神社の崖下で屈曲して大屋戸方面へ流れていたと伝えられている¹⁸⁾。だとすれば、これに合流する宇陀川は現在よりも直線的に名張盆地を貫流していたことになる。

ちなみに、名張盆地周辺は古代には東大寺の所領・板蠅柚に含まれ、その四至は天平勝宝7(755)歳12月28日付の勅施入文に「東限名張河 南限齋王上路 西限小倉倉立藪小野 北限八多前高峯并鏡瀧」と記されている¹⁹⁾。ここで板蠅柚の南限とされる齋王上路とは、齋王参向の道として霊亀元(715)年に開かれた「都祁山之道」のことである²⁰⁾。この道は平城京の南から笠置山地に入り、名張盆地に抜けて伊勢方面へと通じていた。笠置山地内の都祁盆地から名張盆地に至る径路は、上笠間から深野を経て鹿高に下り、宇陀川右岸に渡って奈良盆地南部から伊勢に通じる古道に合流していたものと考えられる²¹⁾。

また、平安末期の東大寺三綱等陳状案には、「本雖一円山、中古以後便寄住人民村村名各別、所謂安倍田・黒田・大屋戸・夏焼・笠間・薦生・波多等は也」とあり²²⁾、宇陀川左岸にある黒田や安部田の村々は板蠅山に含まれていたという。板蠅山の範囲が以上の如きものであったとすれば、さきの施入文にみえる板蠅山の東限「名張河」とは宇陀川を指していた可能性もあろう。

これらのことから筆者は、かつては宇陀川が名張盆地を流れる河川の本流と認識され、これと合流するまでの名張川は支流とみなされていたのではないかと推察する。このような状況があったとすれば、現在の名張川を名壑横河に比定することに問題はない。

なお、壬申の乱の際、吉野を發った大海人皇子は「菟田(宇陀)」から「隱(名張)郡」に入り、「横河」へと到達している²³⁾。当時、宇陀川を本流とする認識があったとすれば、これに併走する先述の古道を横切る河川を「横河」と呼ぶことは極めて自然なことである。この場合、矢川近辺の滝川や釜石川なども「横河」の候補地となり得るが、境界としての隔絶性という点からすれば、やはり名張川を「横河」にあてるのが妥当だろう²⁴⁾。

(2) 紀伊兄山

紀伊兄山は和歌山県伊都郡かつらぎ町の背山(背ノ山)が遺称地とされる(図3)。ところが、同地は大和・紀伊国境から20km近く隔たっている。このことから、山尾幸久は紀伊兄山=背山とする通説を疑問視し、大和・紀伊国境に位置する真土山を紀伊兄山にあてる説を唱えている²⁵⁾。

山尾が通説を否定する根拠は、①紀の川南岸の妹山に対し、北岸の山を背山と呼ぶ事例が中世史料に見あたらないこと、②『万葉集』にみえる「背の山を越える」といった表現や、背山と妹山の間紀の川に「打橋」(板を渡した仮の橋)があったとする表現が実態

にそぐわないこと、の2点である。

しかし、①はあくまでも中世に事例が確認できないということであり、このことをもって古代に背山の呼称がなかったとは必ずしもいえまい。そもそも妹山の呼称自体が背山から派生したものとみられることからすれば、中世に妹山の呼称があるにもかかわらず、背山の呼称が存在しなかったとは考えにくい。

なお、背山と妹山は『万葉集』の頃より和歌に詠まれた歌枕の地であり、しばしば二つの山はあわせて妹背山とも称された。この二つの山が紀の川を挟んで対峙するとの認識は古くからあり、平安時代後期の歌学書『和歌初学抄』²⁶⁾には「いもせ山 山フタツアリ、イモトセノ山トモ、中ニヨシノガハナガル、ヲトコ女ノコトニソフ」とみえる。

ところが、江戸時代の国学者・本居宣長は、「兄山は、はやく孝徳紀に見え、万葉の歌によめる趣も、たしかなるを、妹山といふは、兄山あるにつきて、たゞまうけていへる名にて、実に然いふ山あるにはあらじとぞ思ふ」²⁷⁾、「妹山といへるは、たゞ背の山といふ名につきての、詞のあやのみにて、いはゆる序枕詞のたぐひにぞ有ける」²⁸⁾とし、妹山の实在性を疑っている。その理由としては、現・妹山の山容が背山よりも雄々しく、妹山と呼ぶにふさわしくないこと、および『万葉集』にみえる「妹の山勢の山越えて」(3318番)という表現に合致しないことを挙げている。後者の理由は山尾の論拠②とも共通するが、宣長は背山の位置は自明のこととして、むしろ妹山の方を問題としているのである。

また、宣長より二代後の本居家当主・内遠は宣長説に一定の評価を与えながらも、『万葉集』には妹山の实景をもとに詠まれたとみられる歌(「吾妹子にわが恋ひ行けばともしくも並びるかも妹と背の山」(1210番)、「紀道にこそ妹山ありといへ櫛上の二上山も妹こそありけれ」(1098番)、「背の山に直に向へる妹の山言ゆるせやも打橋渡す」(1193番)が



図3 背ノ山周辺の地形と推定古道

あることから、妹山は実在したものと主張している。ただし、その山は背山にほかならず、妹山・背山の呼称は背山にある二つの峰（城山・鉢伏山）が相並ぶ様子から連想された文飾であったとしている²⁹⁾。

このように本居宣長と内遠はともに妹山が現・妹山に比定されることを問題とした³⁰⁾。疑うべきは背山の所在地ではなく、妹山の所在地なのである。

では、妹山は架空の山なのか、実在の山なのか。筆者は『万葉集』の歌を矛盾なく解釈できるという点から、宣長説よりも内遠説に説得力があると考え。山尾の論拠①は「現在の背山の二峰は中世に妹山・姉山と呼ばれた」としているが、内遠説を踏まえれば、そうした呼称もまた背山から派生した可能性が高いとみるべきこととなろう。すなわち、総称としての背山からその二つの峰を示す妹山・背山の呼称が生じ、それがさらに転じて妹山・姉山の呼称が生じたのである³¹⁾。

山尾の論拠②についてはどうであろうか。

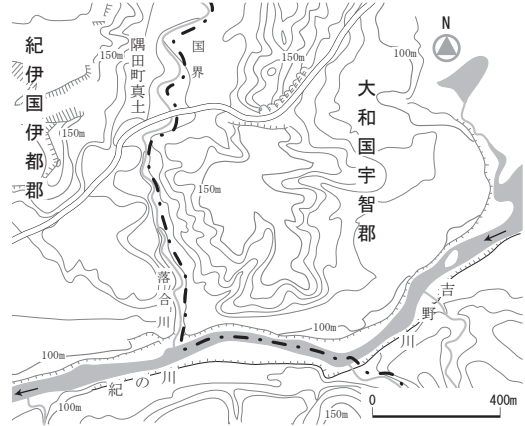


図4 真土山周辺の地形と推定古道

山尾は「その麓（背山）を通ることを「背の山を越える」というかどうか。」と述べているが、そもそもこの付近の古道は紀の川に急崖が落ち込む背山の南麓を避け、北側の谷筋を迂回していたとする見方が有力である³²⁾。これに従えば、『万葉集』の35番や285番の題詞にみえる「勢の山を越え」との表現に問題はない。また、先述した3318番の「妹の山勢の山越えて」という表現も、内遠説に従えば十分に意味が通じよう。1193番にみえる背山と妹山との間に「打橋渡す」という表現、すなわち板を渡しただけの仮橋を架けるという表現も、「是即ち背の山の両峯の間に細流ありて、かりそめなる独渠などのあるを見て詠るさまなり」という内遠の解釈が成り立つ。よってこれも紀伊兄山＝背山とする通説を否定する根拠とはなりえない。

一方、山尾が紀伊兄山＝真土山と推定する根拠は、『万葉集』にみえる笠金村の歌「神亀元年甲子冬十月、紀伊国に幸しし時、從駕の人に贈らむが為に、娘子に詠へらえて作れる歌一首並に短歌」にある。それは「……出で行きし 愛し夫は 天飛ぶや 軽の路ゆ 玉だすき 敵火を見つ あさもよし 紀路に入り立ち 真土山 越ゆるむ君は……追はむとは 千たびおもへど 手弱女の わが身

にしあれば 道守の 問はむ答を……」(543番)という長歌と、「後れみて恋ひつつあらずは紀の国の妹背の山にあらましものを」(544番)、および「吾背子が跡ふみ求め追ひ行かば紀の関守い留めてむかも」(545番)という2首の反歌である。

544番と545番の反歌は543番の長歌を補足、ないし要約する関係にある。その意味では、真土山を越えたところに「紀の関守」がいたとする山尾の理解は正しい。しかし、544番の「妹背の山」は、543番の「真土山」を他の呼称で詠み替えたのではなく、恋人同士の相愛の情を「紀路」にある他の名所に擬えたと理解すべきだろう。

また、山尾は「人ならば母の最愛子ぞあさもよし紀の川の辺の妹と背の山」(1209番)の「紀の川の辺」を紀伊国の「川の辺」と解し、これを紀の川の支流・落合川に求め、その上で背山を和歌山県橋本市隅田町真土にあってている。一方、妹山については「(奈良県)五條市側のいずれかの山を特にそう呼んだのではあるまいか。」と推定し、「広くは両方が真土山であろう。」としている(図4)。

山尾説によれば、たしかに3318番に見える「妹の山勢の山越えて」という表現は整合的に解釈できる。しかし、1210番が背山・妹山を遠望した際の山容を「並びみるかも」と表現していることには注意を要しよう。また、1098番で引き合いに出されている二上山が、奈良盆地から遠望すると、まさに二つの頂(雄岳・雌岳)が並んで見えることも想起したい。つまり、背山と妹山は横に並んで見えることこそが重要なのである。また、それ故に背山と妹山は男女の相愛の情を連想させる歌枕の地として多くの和歌に詠まれることとなったのである。山尾説では背山と妹山は「紀路」の進行方向に沿って前後に並ぶこととなるが、このような状況から「並びみるかも妹と背の山」と詠む発想ははたして生まれるだろうか。

この点、前述の内遠説によれば、背山と妹山は「紀路」の進行方向に対して横に並ぶことになる。また、その実これら二つの峰は同一の山体上にあるので「妹の山勢の山越えて」という表現にも矛盾しない。したがって、『万葉集』に見える背山とは現・背山のこととみて間違いなく、紀伊兄山の比定地については通説を是とすべきであろう。

(3) 赤石櫛淵

従来、赤石櫛淵は摂津・播磨国境付近に求められている。ただし、その比定地については諸説あり、①摂津・播磨国境をなす鉢伏山麓の堺川とする説³³⁾、②鉢伏山麓の神戸市須磨区の一ノ谷から垂水区塩屋に至る海岸とする説³⁴⁾、③明石海峡とする説³⁵⁾、④神戸市西区押部谷町細田の住吉神社前面に流れる明石川の「奇淵」とする説³⁶⁾、⑤明石市大久保町八木付近の海岸部とする説³⁷⁾などがある。

結論を先にいえば、筆者は②説を支持したい。図5に示すように、鉢伏山の山麓にはいくつもの開析谷が形成されていることが確認できるからである。そもそも「淵」という言葉は「水がよどんで深くなった所」を意味するもので³⁸⁾、おそらく大化の当時、これらの谷には海水が侵入し、溺れ谷の形状を呈していたのであろう³⁹⁾。そこにはいくつもの淵が櫛の歯のように並び、まさに櫛淵というべき景観がみられたものと推察される。

もっとも、鉢伏山麓の海岸は『万葉集』に「荒磯越す波をかしこみ淡路島見ずか過ぎなむここだ近きを」(1180番)と詠われた交通の難所でもあった。足利健亮はここに山陽道の通過を想定しているが⁴⁰⁾、駅路は一般にこのような難所を避ける傾向があることからすれば、この説は疑問である。筆者はむしろ足利が示したもう一つのルート、すなわち鉢伏山の北側を迂回する多井畑峠越えのルートが当初より山陽道として設定されていた可能性が高いと考える⁴¹⁾。

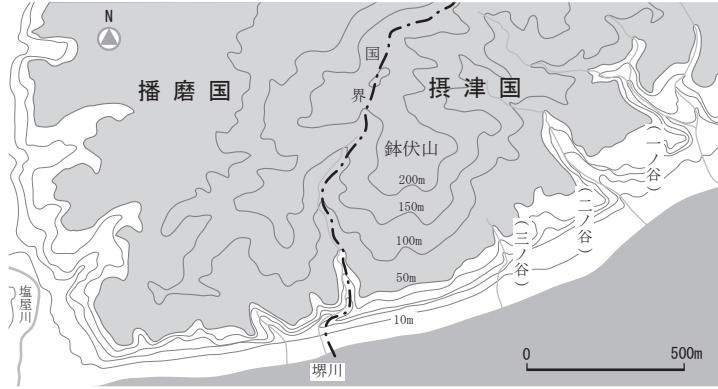


図5 鉢伏山麓の地形

この場合、四至畿内における西の境界は山陽道から離れた位置にあったことになる。しかし、そもそも大化の当時、駅制は未整備であったのだから、畿内の境界を駅路と結びつける必要はないだろう。また、四至畿内の境界を陸上の交通路上に限定してとらえる必要もないだろう。むしろ当該地域で注目すべきは海上交通であり、明石海峡に古くから船舶が盛んに往来していたことは記紀や『万葉集』によっても知られるところである。筆者は、赤石櫛淵は海上交通を念頭に設定された境界であったと考える。

そのような意味では③説もまた私見に近い。しかし、既に先学の指摘もあるように⁴²⁾、海峡を「淵」と表現することはいかにも不自然である。また、空間スケール的にも明石海峡ではその範囲があまりに広く、漠然としすぎている。

一方、①説は②説に含めることもできるが、堺川は極めて小さな河川である点が気にかかる。前述のように、大化の当時は海上交通がこの地域の主要な交通路であった。だとすれば、この一本の河川が畿内の境界を示したとはとても思えない。四至畿内の境界としては、海上を行き交う船からも容易に視認しうる場所が選ばれていたはずだろう。また、「櫛淵」という名称からは櫛の目状に

「淵」が連なる様子が連想されるが、一河川ではそのようなイメージにもそぐわない。この点、鉢伏山南麓にみられる複数の開析谷は間違いなく船上からも視認しうるものであり、まさに「櫛淵」と呼ぶにふさわしい景観を呈していたといえよう。赤石櫛淵とはこのようなある程度の幅をもつ境界帯であったと理解したい。

④説は地名を根拠としているが、「櫛淵」のイメージに適う地形を現地に見出せない点が問題であろう。また、大化の当時、同地付近の交通路が吉備・筑紫方面へ向かうメインルートとして機能していたとは考えにくい。

⑤説は大久保町八木の海岸がかつて「櫛淵」と呼ばれていたとする『明石市史』の記事に依拠するものである⁴³⁾。ただし、この付近一帯の海岸線は屏風ヶ浦とも呼ばれ、高さ10～15mの断崖が5 km以上に渡って続いている。その間にはいくつかの谷地形も存在するが、③説と同様、ここを四至畿内の境界とみるにはその範囲が広すぎるように思われる。また、断崖上は全体的に平坦な地形となっているので、視覚的にも四至畿内の境界としては弱い印象を受ける。

以上のことから、筆者は②説を支持し、赤石櫛淵は鉢伏山南麓一帯に比定するのが妥当と考える。

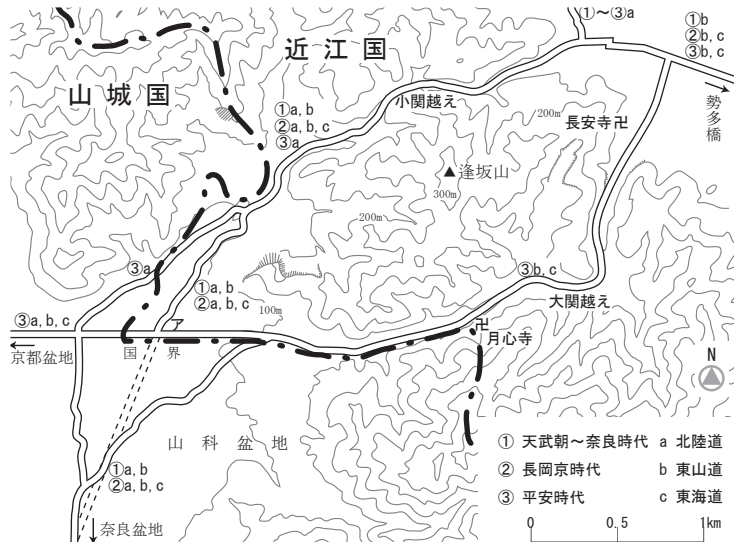


図6 逢坂山周辺の地形と推定古道

(4) 近江狭々波合坂山

従来、近江狭々波合坂山が現・逢坂山に比定されることについては異論がない。合坂山の位置についても、概ね四国畿内の境界と一致するとの見方が一般的である。

ところが、山城・近江国境は、実際には逢坂山から離れ、山科盆地に大きく入り込んだ位置に設定されている(図6)。木下良は、このことから四至畿内の北の境界は四国畿内の境界とは一致していないとしている⁴⁴⁾。合坂山と四国畿内の境界の関係については、筆者もこの木下の見解に従いたい。

ところで、逢坂山付近では平安時代、山の南側(大関越え)に東海道と東山道、北側(小関越え)に北陸道が通過していたことが知られている。ただし、足利健亮によれば、東海・東山両道が大関越えルートをとるようになったのは平安遷都後のことで、それ以前の長岡京時代にはともに小関越えルートをとっていたとされる。また、奈良時代には、東海道は山城南部から木津川を遡って伊賀方面へと通じ、また東山道は瀬田川を遡る田原道に通じていたとされる⁴⁵⁾。

もともと、足利は奈良時代の東山道ルート『続日本紀』にみえる恵美押勝の乱の記事から推定したが、押勝は田原道を先回りした追討軍に勢多橋を焼かれ、近江国府入りを阻止されている⁴⁶⁾。そうした経緯からすると、田原道を奈良時代の東山道にあてるのは疑問である⁴⁷⁾。筆者は奈良時代の東山道も長岡京時代と同様、小関越えルートをとっていたものとする。

ただいづれにしても、平安遷都によって東海・東山両道が大関越えルートに設定されるまでは小関越えルートこそが逢坂山越えのメインルートであったことには違いない。そしてこの道は、天智朝には「近江京」(大津宮)と飛鳥の「倭京」を結ぶルートでもあった⁴⁸⁾。

以上の検討の結果、四至畿内の境界のうち赤石櫛淵を除く他の三つの境界、すなわち名壑横河、紀伊兄山、近江狭々波合坂山については四国畿内の境界と乖離することが確認できた。

では、四至畿内と四国畿内の境界にこのような乖離が生じたのはなぜなのか。次章以下

では、この問題について考えてみたい。

Ⅲ. 畿内制の変遷

(1) 四至畿内の性格

そもそも四至畿内とはいかなる性格をもつ空間であったのか。先述のように、これについては畿内を中央豪族の居住地とする関晃の所説が通説的な理解となっている。しかし吉川聡は、推古朝における冠位十二階を帯した人物や奈良時代の官人の出身地が必ずしも四国畿内の構成国に限定されず、近江国などの畿外諸国にも及んでいることから、「中央豪族と畿内との間に直接の関連がない」と断じている。そのうえで吉川は、田令にみえる官田の設置が畿内に限られることに注目し、天皇の供御田である官田は大化前代のミヤ・ミヤケと深く関係することから、「大化前代の畿内の地には王宮の経営を支えるミヤケが拠点的存在し、そのようなミヤケの担った機能・そこで賦課された労役が、畿内制の前提をなした」と結論づけている⁴⁹⁾。

だが、大化前代のミヤケの性質と四国畿内の性質に共通点があったとしても、四至畿内の範囲がミヤケの分布によって規定されていたということが、はたしていえるだろうか。吉川自身も認めるように、王宮を支えるミヤケの分布はあくまでも拠点的なものであった。つまり、畿内の全域にミヤケが設置されていたわけではなかったのである。ならば、むしろミヤケの分布こそが、後に畿内となる何らかの空間的範囲によって規定されていたという理解も成り立つであろう。

筆者は結局のところ、中央豪族の居住地やミヤケの分布といった特定の事象によって、四至畿内の範囲がいかにして定まったのかを説明することはできないのではないかと考える。むしろ、大化前代よりヤマト政権の支配者層がある一定の地理的範囲を「親密な空間」とみなし、そうした地域認識を基礎として四至畿内を設定されたと考えたほうが良い

のではないか。そのような意味では、四至畿内を「基本的には大化前代からのミヤケが存在し、中央豪族の多くが居住（支配）し、支配者層がよく知っている、認知度が高い地域であった」と評する出田和久の見解は当を得ているように思われる⁵⁰⁾。

なお、これに近い考えとしては、四至畿内の前身としてウチツクニの存在を想定する先述の大津透の説がある⁵¹⁾。ただし筆者には、大津がウチツクニについて「大和王権の直接の支配地であり所謂国造は存在しなかった」とし、実務官僚的な側面をもつ畿内の国造を、在地に対して強い力を持つ畿外の国造とは異なる特殊な国造とみなしている点が気になる。なぜならば、畿内の国造らが実務官僚的な側面をもつことは、政権との関係の深さからすれば当然あり得ることと思われるからである。そもそも畿内の国造が畿外の国造とは全く異質の存在であったとすれば、なぜに両者に対して同じ国造の称号が使われていたのか。

筆者は、畿内と畿外の国造の間には本質的な違いはなかったものと考え。たとえ畿内の国造に実務官僚的な側面があったにせよ、それは本来の国造の性格に一時的に付加されたものとみるべきであろう。したがって筆者は、大津のように畿内全域を「ヤマト王権の直接の支配地」とする見方はとらない。畿内の前身としてウチツクニの存在を想定するにせよ、それはヤマト政権の支配者層にとっての「親密な空間」という理解に留めておくのが妥当であろう。そして、そうした空間が改新詔では中国の制度に倣って畿内として位置づけられ、その境界として4つの地点が選定されたものと理解したい⁵²⁾。

なお、改新詔の後、天智朝までに「畿内」の語が『日本書紀』に現れるのは大化2年3月22日条においてのみである。そこでは「自_二畿内_一及_二諸国等_一」に対して死者の埋葬方法を定め、また「始_二畿内_一及_二四方国_一」に対

して農耕へ専念すべきこと、および美食・酒を慎むべきことを求め、「宜_下差_二清廉使者_一告_中於畿内_上。其四方諸国国造等。宜_下折_二善使_一依_レ詔催勤_上。」としている。ただし、この詔はあくまでも全国一律の行動規範を示したものであって、畿内と畿外でその内容に違いがあったわけではない。そのような意味では、四至畿内は行政区画というよりも、むしろ単なる地域区分としての性格が強かったとみるべきだろう。

では、四至畿内と宮都の関係についてはどのようなことがいえるのか。先行研究には、四至畿内は難波宮を中心とする東西約70km、南北約50kmの範囲を4つの地点で示したもので、『周礼』に倣った方格状の畿内が構想されていたとする説がある⁵³⁾。しかし、四至畿内の境界はいずれも奈良盆地南部を起点とする交通路上に位置するものであり、とくに紀伊兄山は難波宮からの交通路からは明らかに外れている⁵⁴⁾。したがって、四至畿内の中心は奈良盆地南部にあったとみて間違いない。

そしてこの事実、つまり畿内の中心が改新詔の発せられた難波宮ではなく、奈良盆地南部にあったという事実は、日本の畿内が宮都に付随するものではなく、むしろそれとは独立的に存在するものであったということを示している。関閥は日本の畿内制の特色の一つとして、遷都があっても畿内の範囲には全く影響がない点を指摘したが⁵⁵⁾、日本の畿内はそもそもの成立時点から宮都とは連動していなかったのである。このことは次の天智朝における畿内のありかたを考える上で重要なポイントとなろう。

(2) 天智朝の「畿内」

四至畿内から四国畿内への展開を考える上で考慮しなければならないのは、天智朝における畿内の問題である。白村江での敗戦を受けて、天智6(667)年に宮都は近江の地に遷された。しかし、近江は四至畿内の外側に位

置している。この時期の畿内はどうなっていたのだろうか。

この点について鬼頭清明は、四至畿内は近江遷都によって廃止されたものとみている⁵⁶⁾。しかし、『日本書紀』天智8(669)年は冬条には「修_二高安城_一收_二畿内之田税_一。」とあるので、畿内は近江遷都後も何らかの形で存続していたことは間違いないだろう。

そこで注目されるのは、天智朝には畿内の範囲が変化したとする金田章裕の説である。金田は、唐では宮城の四面に関が設置されて畿内に関中とも認識されていたこと、また天智朝には近江の外縁部に三関(鈴鹿関・不破関・愛発関)が設置されたことから、天智朝の畿内は唐と同様に軍事目的を主とするもので、その範囲は近江へと拡張されたか、あるいは三関と高安城を大津宮の四面の関とする畿内が構想されていたと説いている⁵⁷⁾。

天智朝の畿内は近江へと拡張されたとみるべきか、別の畿内が構想されたとみるべきか。金田はこのことについて結論を保留している。だが、筆者は後者の可能性が高いのではないかと考える(以下、史料上で確認する四至畿内や四国畿内と区別するため、本稿では天智朝に構想された畿内を括弧つきで「畿内」と表記する。)。それは先述のように、四至畿内は宮都とは独立的に存在していたとみられるからである。その空間的範囲は支配者層における大化前代以来の伝統的な地域認識を基礎とするものであった。ならば、畿内の範囲は容易に変動するものではなかったはずであろう。近江には宮都が置かれたとはいえ、伝統的な地域認識からすれば、そこは畿外の土地にほかならない。そこでは従来の畿内の範囲を拡大するという発想はおよそ生じえなかったのではないかと。

もっとも筆者は、金田説が天智朝には大津宮を中心とする「畿内」が構想されていたとする点には同意するものの、その外縁に三関と高安城が配されていたとする点については

疑問である。それは三関と高安城は異質の軍事施設だからである。天智朝の「畿内」を四面関で守られた唐の畿内に擬えるならば、大津宮の周囲に配されていたのは高安城ではなく、むしろ逢坂関(割)とするのが妥当ではないだろうか。つまり天智朝の「畿内」は、近江盆地を取り囲む山地を自然の境界とし、その外側に四つの関を配置していたのである。

なお、逢坂関は『日本紀略』延暦14(795)年8月15日条に「廢_二近江国相坂割_一。」とみえるのが史料上の初見である。その始置年代は不明であるが、足利健亮は『日本後紀』の欠文中に始置記事があるものとみて、『日本後紀』の記述が始まる延暦11(792)年以降のことと推定している⁵⁸⁾。

しかし、これより以前の延暦8(789)年には交通の障害となることを理由に三関が廃止され、三関にあった「兵器糧糶」は国府に運ばれ、「館舎」は便郡に移設されている⁵⁹⁾。このことを鑑みれば、その数年後に交通の障

害となる関をわざわざ新設したとは考えがたい。また、足利は逢坂関には一ヶ所でもって三関を代替しうる機能があったとも指摘している⁶⁰⁾。だとすれば、むしろ逢坂関は三関の廃止以前から存在していたとみるほうが自然ではないだろうか。つまり、長岡京遷都によって逢坂関には北陸道・東山道・東海道の三つの駅路が通じ、三関の代替機能を果たしうるようになった。そのため、逢坂関とは別に三関を置いておく理由もなくなり、三関の停廃に至ったのではないかと筆者は推察する。

ちなみに、弘仁元(810)年の葉子の変では伊勢・近江・美濃の「故関」が守固され⁶¹⁾、これ以降、逢坂関には愛発関に代わる三関の一つとして天皇崩御の折などに固関使が派遣されるようになった(表1)。これは愛発関の実体がこの頃には無くなっていたことによる措置とも思われるが⁶²⁾、逢坂関が愛発関の代替となりえたのは、逢坂関が三関と同等の歴史を有する「故関」であったからであろう。

表1 六国史にみえる固関記事

年月日	固関対象の関(国)	固関の事由	出典	備考
養老5(721)年12月7日	三関	元明太上天皇崩御	続日本紀	
天平元(729)年2月10日	三関	長屋王の変	続日本紀	
天平勝宝8(756)歳5月3日	三関	聖武太上天皇崩御	続日本紀	
天平宝字8(764)年9月11日	三関	惠美押勝の乱	続日本紀	
天平神護元(765)年10月2日	三関	称徳天皇紀伊行幸	続日本紀	
宝亀元(770)年8月4日	三関	称徳天皇崩御	続日本紀	
天応元(781)年4月1日	伊勢・美濃・越前	光仁天皇不予	続日本紀	
天応元(781)年12月23日	三関	光仁太上天皇崩御	続日本紀	
延暦元(782)年閏正月11日	三関	氷上川継の変	続日本紀	
大同元(806)年3月17日	伊勢・美濃・越前	桓武天皇崩御	日本後紀	
弘仁元(810)年9月10日	伊勢・近江・美濃	葉子の変	日本後紀	
弘仁14(823)年4月24日	—	嵯峨天皇讓位	日本紀略	開関使の派遣記事
天長10(833)年3月7日	—	淳和天皇讓位	続日本後紀	開関使の派遣記事
承和7(840)年5月8日	近江・伊勢・美濃	淳和太上天皇崩御	続日本後紀	
承和9(842)年7月15日	伊勢・近江・美濃	嵯峨太上天皇崩御	続日本後紀	
嘉祥3(850)年3月17日	近江・美濃・伊勢	仁明天皇不予	続日本後紀	
天安2(858)年8月26日	—	文徳天皇不予	日本三代実録	
貞観13(871)年9月29日	伊勢・近江・美濃	太皇太后順子崩御	日本三代実録	
貞観14(872)年9月4日	伊勢・近江・美濃	太政大臣良房薨去	日本三代実録	
貞観18(876)年11月28日	近江・伊勢・美濃	清和天皇讓位	日本三代実録	
元慶4(880)年12月5日	近江・伊勢・美濃	清和太上天皇崩御	日本三代実録	
元慶8(884)年2月5日	伊勢・近江・美濃	陽成天皇讓位	日本三代実録	

さて、大津宮を中心とする「畿内」がこのように三関と逢坂関によって画されるものであったとすれば、天智朝には四至畿内の隣に畿内に準じた空間が創出されていたことになる。ただし、近江遷都後も大和の旧都は「倭京」として存続していた⁶³⁾。四至畿内も制度的には廃止されることなく存続していたはずであろう。つまり、この時代には、大津宮を中心とする擬制的な「畿内」と、伝統的な四至畿内とが併存していたのである。

天智朝の「畿内」を画した逢坂関の所在地については、もう少し詳しく検討しておく必要があるだろう。

逢坂関の所在地については万寿2(1025)年の奥付をもつ『関寺縁起』に「会坂関東有仏場之旧墟。耆老伝言。昔時此處有関寺。」とあることから⁶⁴⁾、関寺の西方に存在したものとみられている。関寺の跡地は大津市逢坂地区にある長安寺とされ⁶⁵⁾、同寺には関寺にあったという牛塔が現在も残されている。

関寺には関寺大仏と呼ばれる弥勒仏があったが、天延4(976)年の地震で破損し⁶⁶⁾、その後、寛仁2(1018)年に復興されている⁶⁷⁾。『更級日記』の作者・菅原孝標女はその2年後の寛仁4(1020)年に上総から京に向かう途中で逢坂関を通過しており、その際の様子を「関近くなりて、山づらにかりそめなるきりかけといふものしたる上より、丈六の仏の、いまだ荒造りにおはするが、顔ばかり見やられたり。」と記している。また、孝標女は寛徳2(1045)年に京から石山寺に参詣した際の様子についても、「雪うち降りつつ、道のほどさへをかしきに、逢坂の関を見るにも、昔越えしも冬ぞかしと思ひ出でらるるに、そのほどしも、いとあらう吹いたり。(中略)関寺のいかめしう造られたるを見るにも、そのりを荒造りの御顔ばかり見られしをり思ひ出でられて、年月の過ぎにけるもいとあはれなり。」と記している。逢坂関が関寺の西方にあったことは、これらの記事からもうかが

える。

さらに、『蜻蛉日記』には藤原道綱母が天禄元(970)年に京より琵琶湖西岸の唐崎に向いた際の様子を書き記されている。道綱母は唐崎からの帰途、逢坂関で「なきかへる声ぞきほひて聞こゆる待ちやしつらむ関のひぐらし」と詠み、その直後に「走り井」に立ち寄り休憩したという。その「走り井」の跡は大津市大谷町の月心寺に伝えられている。ということは、逢坂関は大津市大谷町の月心寺から逢坂地区の長安寺までの区間に存在したことになるだろう。

しかし、先述のように逢坂山の南側に駅路が通じるようになったのは平安遷都以降のことであり、それ以前は小関越えが逢坂山越えのメインルートであったとみられる。ならば、平安遷都以前の逢坂関は小関越えを扼する位置になければならない。よって筆者は、当初、逢坂関は別の場所にあつて、平安遷都以降、大関越えルート上に遷されたのではないかと推察する。

では、平安遷都以前の旧逢坂関はどこにあつたのか。そこで注目したいのが山城・近江国境の形状である。先述のように逢坂山は山城と近江の自然的境界をなすが、実際の国境は山科盆地に大きく入り込んだ位置にある。しかも、図6中のア地点は小関越えと大関越えの分岐点にあたり、山城・近江国境はこれら二つのルートを近江側に取り込むように設定されている。

山城・近江国境がこのような形状をとることについては、岩田孝三が「逢坂の関がはじめから両国界に近い近江地内に設けられ、もっぱら近江の国司健児で守られたなどのことから、峠の上の国界がいつのまにか逢坂山全体、すなわち京都側まで近江国内にいだかれることになったものに違いない」との解釈を示し⁶⁸⁾、木下良もまた「これらの関割を近江国内に置くための措置ではなかったろうか」と述べている⁶⁹⁾。説得的な見解といえる

だろう。筆者もまた、旧逢坂関は山科盆地内、具体的には図6のA地点付近に存在し、そのために同地付近が近江国内に取り込まれることになったものと推定する。

ちなみに木下は、逢坂山における具体的な関の配置について、「東海道・東山道の峠に置かれたのが相坂割で、北陸道が通る小関越にも割が置かれ、これらが共に小関を形成し、その要的な位置を中心に総合体としての合坂関（大関）が在った」と推察している⁷⁰。しかし、大関と小関が直列的に配置される状況というのは合理的でなく、些か想定し難いのではないか。筆者はむしろ、平安期には大関越えルートと小関越えルートのそれぞれに関が置かれ、それ以前にはA地点付近に単独で逢坂関が置かれていたのではないかと考える。

なお、館野和己によれば、律令時代の関は国境を挟んで都から遠い側の国に設置される原則があるとされる⁷¹。これに従えば、山城・近江国境が山科盆地に大きく入り込むことになった経緯としては次のようなプロセスが考えられるだろう。つまり、天智朝には逢坂関が置かれたA地点付近は自然的境界に従い山城に属するものと認識された。しかし、天武朝に宮都が大和へと戻り、やがて律令体制が整備されると、上記の原則に従って関は都から遠い側の国によって管轄されることとなった。これにより逢坂関が近江に組み込まれ、国境も移動することとなったのである。

逢坂関が移転した時期についても考えておきたい。結論から言えば、筆者は天安元(857)年の可能性が高いのではないかと考えている。それは『文徳天皇実録』天安元年4月23日条に以下の記事がみえることによる。

始置_二近江国相坂大石龍花等三処_一之関_一割_一。分_二配国司健児等_一鎮_二守之_一。唯相坂是古昔之旧関也。時属_二聖運_一。不_レ閉_二門_一鍵_一。出入無_レ禁。年代久矣。而今国守

正五位下紀朝臣今守上_二請加_二二処_一関_一。而更始置_レ之也。

この年、近江国では相坂・大石・龍花の3箇所に関を設け、国司と健児に守らせたとある。ただし、相坂のみは古くからの関であったが、世情が安定し、久しく使われていなかったともある。

この記事は一見すると相坂については旧関を現地で復活させたものと読めよう。だが、記事の冒頭で関の設置を「始置」と表現し、さらに末尾でも「更始置」としている点に注目したい。逢坂山には古くから関が置かれていたものの、長らく放置され使用に耐えなかったため、別の場所に新たに関を置くことにした。それを「始置」と表現したとは考えられないだろう。

ちなみに、大同元(806)年の桓武天皇崩御の際には、伊勢・美濃・越前の「故関」が守固されたが⁷²、安殿親王(後の平城天皇)は固関を「往古恒制」と説く公卿らの反対を押し切り、関津を固絶すれば交通を妨げ、農業を害するとし、ほどなく諸国関津の守りを解くように命じている⁷³。また、承和9(842)年の固関は僅か2日間の措置であったが、固関を解除した当日に謀反が発覚している。にもかかわらず、関は守固されず、山城国五道(宇治橋・大原道・大枝道・山崎橋・淀渡)の封鎖による対応がなされている⁷⁴。このように、平安時代になると固関は交通・農業を阻害するものとみなされ、現実の危機に対処する機能も失われていたようである。

逢坂関は弘仁元年の葉子の変以降、天安元年までに計5回の固関がなされているが、これらの固関はいずれも天皇の譲位・崩御に伴う儀礼的措置であった。おそらくは、逢坂関が実際に閉ざされることはなかったのだろう。先の引用記事にみえる「不_レ閉_二門_一鍵_一。出入無_レ禁。年代久矣。」とは、こうした状況を示したものと思われる。

そうしたなか、天安元年には京近辺の治安

を維持するため⁷⁶⁾、新たに実効性をもつ関が必要となった。その結果、逢坂関は旧地を離れ、近江国府により近い大関越えルート上において復興されることとなったのであろう。

(3) 四国畿内の成立時期

壬申の乱の後、天武天皇は飛鳥浄御原宮を造営し、そこに移り住んだ⁷⁶⁾。これにより、天智朝の「畿内」は放棄され、四至畿内が再び皇居の地となった。

では、四至畿内から国を構成単位とする四国畿内への移行時期はいつ頃なのか。この問題には、いわゆる令制国の成立時期がかかわってくるが、『日本書紀』にはその創設を示す記述はない。しかし、奈良県の石神遺跡では乙丑年(天智4(665)年)の年紀をもつ「三野国ム下評大山五十戸」と記した木簡が発見されている⁷⁷⁾。このことから、少なくとも天智朝には評の上位区画として国が存在していたことは間違いない。おそらく、四国畿内の構成国もこの時点で存在していたとみて良いだろう。

とはいえ、天智朝の段階では大和・河内・摂津・山城の4か国に対して他の国々と異なる行政上の措置がとられた形跡はない。先述のように、天智8年には高安城に「畿内」の田税が納められているが、これも畿内全域の田税が高安城に集約されていたというより、実際には高安城がまたがる大和・河内の一部の田税が集められたとみるべきだろう。よって筆者は、国の成立がただちに四国畿内の成立につながったわけではないと考える。

では、四国畿内の成立時期はいつ頃まで下るのか。四国畿内としての「畿内」の用例は『日本書紀』持統6(692)年4月5日条に「除_下四畿内百姓為_下荷丁_下者今年調役_上。」とみえるのが初見である。ただし、早川庄八は『日本書紀』天武4(675)年2月9日条に「勅_下大倭。河内。摂津。山背。播磨。淡路。丹波。但馬。近江。若狭。伊勢。美濃。尾張等国_下

曰。選_下所部百姓之能歌男女。及侏儒伎人_下而貢_上。」とあり、冒頭4か国の記載順が奈良時代以降の畿内4か国の記載順と一致すること、またその他の国々の記載順が七道制の道順・国順と相違することから、天武4年の段階では七道制は未成立であるが四国畿内は成立していたとする⁷⁸⁾。しかし、当時、四国畿内が成立していたのであれば、大和・河内・摂津・山城の4か国は記事中で「畿内」と総称されて良いはずであろう。そのような記載がないということは、四国畿内は天武4年の段階では未成立であったということではないだろうか。

筆者はむしろ『日本書紀』天武5(676)年正月25日条にみえる「詔曰。凡任_下国司_下者。除_下畿内及陸奥。長門国_下。以外皆任_下大山位下人_下。」という記事に注目したい。ここでの「畿内」が国によって構成されるものであることは、同記事が国司の任用基準を示したものであることから明らかである。よって筆者は、四至畿内から四国畿内への移行の画期は天武5年に求められるのではないかと推察する。ただし、四国畿内の創設が史料に明記されていないということは、四至畿内から四国畿内への移行は徐々に進んだ可能性も考慮すべきだろう。

四至畿内から四国畿内への移行は、いわば畿内の行政区画化である。そしてこの変化には、天武朝における部曲廃止や畿内の武装化政策なども関係していたものと思われる。つまり、天武4年には豪族の人民所有が否定され⁷⁹⁾、領域によって人民を支配する国や評の重要性が高まることとなった。また、同年には諸王以下、初位以上の官人の武装が義務付けられ⁸⁰⁾、翌年には京と畿内において兵器の点検が行われた⁸¹⁾。これと同様の措置は天武13~14(684~685)年にも繰り返されている⁸²⁾。こうした畿内の武装化は、おそらくは漠然とした四至畿内の領域ではなく、その内側にある国の領域を対象として実施されたのである

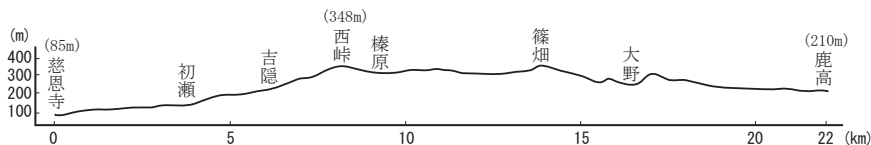


図7 初瀬街道沿いの標高変化

う。その結果、大和・河内・摂津・山城の4か国が次第に畿内として認識されるようになったのではないかと推察する。

さらに持統朝以降になると、「百官人及畿内人」を対象とした叙位方法の制定⁸³⁾、税政上の特別措置⁸⁴⁾、官人の移動制限⁸⁵⁾など種々の面において畿内と畿外の差別化が図られていく。こうした一連の政策によって、畿内は宮都を支える特別行政区画としての性格を強めていくこととなり、四至畿内は四国畿内へと変容を遂げたのであろう。

IV. 境界の乖離の発生プロセス

(1) 四至畿内と国・評の関係

第Ⅱ章で確認したように、四至畿内の東・南・北の境界は四国畿内の国境と乖離する。このうち北の境界が山城・近江国境と乖離する理由については既に第Ⅲ章で述べた。本章では残る東と南の境界と令制国境との乖離がいかんして生じたのか考えてみたい。

ここで留意したいのは、令制国の成立時期は評よりも後のことで、領域的には評(郡)の集合体とみなされるということである。よって、ここでは評の境界がどのように設定されていたのかという点についても注目する必要がある。

また、畿内および評の創設は大化2年正月の改新詔に謳われているが、その成立時期には違いがあることも留意しておきたい。地域区分としての四至畿内は改新詔の時点で成立をみたが、行政区画である評が実際に成立をみるのは大化5年のことである。評制の施行に先だっては国造のクニの境界が画定されて

いるが、それも大化2年8月以降のことであった⁸⁶⁾。つまり、四至畿内の境界は評やクニの境界画定に先行して定まっていたのである。

こうした理解を前提として、以下では四至畿内と四国畿内の境界に乖離が生じた理由について考察してみたい。

(2) 名墾横河と大和・伊賀国境

奈良盆地と名張盆地の間に横たわる宇陀山地は、宇陀市榛原町の西峠付近が大和川水系の吉隠川と名張川水系の宇陀川との分水界となっている。ただし、宇陀山地に通じる古道(初瀬街道)は、奈良盆地側の谷口(桜井市慈恩寺)から西峠までの平均勾配が約3.5%、西峠から名張盆地の谷口(名張市鹿高)までの平均勾配が約1%であり、特に西峠以東は全体的に緩やかな勾配となっている(図7)。つまり、西峠は奈良盆地と名張盆地との往來を阻害するほどの難所ではなかった。名張盆地がヤマト政権の支配者層にとっての「親密な空間」となりえたのは、おそらくこのような交通条件にあったことによるのであろう。

もっとも、いかに「親密な空間」であったとはいえ、奈良盆地から20km以上も離れた山道の先にある名張盆地をわざわざ畿内に取り込んだのはなぜなのか。筆者は、四至畿内の創設に際しては、「親密な空間」という主観に加えて、ある地理的な原則にもとづいて境界が選定されていた可能性を指摘したい。それは、奈良盆地を中心として、これをとりまく山並を第一列、その外側の平野・盆地を画する山並を第二列とし、そこまでを畿内の

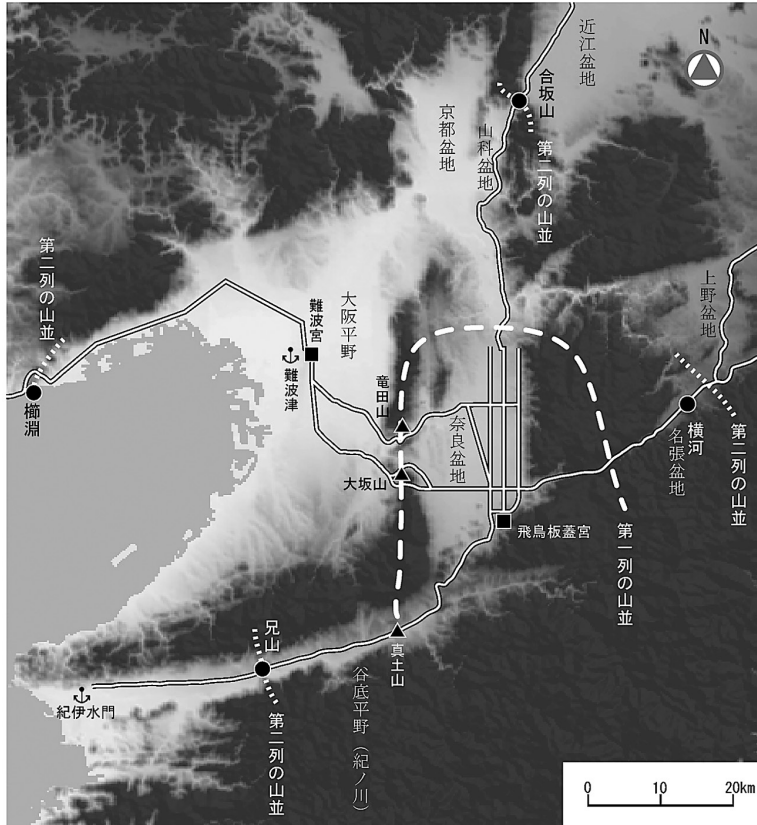


図8 四至畿内の境界と地勢との関係

250mメッシュ標高データによる段彩陰影図をもとに作成。海岸線は現代のもの。

範囲とする、という原則である(図8)。名張盆地、紀ノ川中流域の谷底平野、大阪平野、京都盆地(山科盆地)はこの原則によって畿内に組込まれた。逆に、いくつかの中央豪族の本拠地でもあった近江盆地などはこの原則によって畿内から外れることになったのである。

ところで、律令期の伊賀国名張郡と伊賀郡の境界は名張川と小波田川に挟まれた低丘陵地上にあったとみられるが、この地が四至畿内の境界に選ばれなかったのはなぜなのか。推察するに、それは名張川右岸に展開する段丘が全体として野の景観を呈していたことによるのであろう⁸⁷⁾。ちなみに『和名抄』にみえる名張郡の管郷は周知・名張・夏見の3郷

で、これらの郷は名張川の左岸地域ないし谷口部付近に比定されている。つまり、名張盆地の主要な生活空間は、古代においては名張川の左岸地域にあり、右岸地域は土地利用の進まない境界帯であったといえる。そうした意味では、名張川は名張盆地の縁辺を画する実質的かつ明瞭な境界であった。それゆえ、四至畿内の境界としては名張・伊賀郡界をなす丘陵地ではなく、名張川が選ばれたのであろう。

では、名張盆地が大和国ではなく、伊賀国に含められることとなったのはなぜか。これは、名張盆地が奈良盆地との繋がりをもつ一方で、上野盆地との結びつきも深かったことが関係しているものと思われる。ちなみに天

平3(731)年の「伊賀国正税帳」には名張郡の郡領として伊賀朝臣果安の名がみえる。伊賀氏は伊賀郡を本拠とする豪族であるが、その勢力は名張郡にまで及んでいた⁸⁸⁾。

おそらく名張盆地と上野盆地の間にはこのような人的な結びつきがあったがゆえ、大化2年8月以降、名張盆地は上野盆地を本拠とする伊賀国造のクニの領域内に取り込まれることとなったのであろう。そして大化5年に伊賀国造のクニは伊賀評となり、その後いずれかの時期に名張・阿拝・山田の各評を分出したものと推察される。これらの評は、上位区画としての国の成立当初は伊勢国に編入されたが、天武朝に伊勢国から分離されて伊賀国となった⁸⁹⁾。名張盆地はこのような経緯により伊賀国の所属となったものと考えられる。

なお、改新詔にみえる畿内の境界は、紀伊兄山と近江狭々波合坂山が後の令制国名から始まる表記となっているのに対し、名壑横河と赤石櫛淵は後の郡名から始まる表記となっている点にも留意したい。このことは、名張盆地や明石平野をそれぞれ「伊賀」、「播磨」よりも下位レベルの地域とみる認識が当時まだ一般化していなかったことを意味するのではないだろうか⁹⁰⁾。筆者は、名張盆地を「伊賀」の一部とする認識は大化2年8月以降のクニ・評の整備過程のなかで生じた可能性が高いのではないかと考える。こうした地域認識のもと、名張盆地を含む名張評は伊勢国(後に伊賀国)の所属となり、四至畿内と四国畿内の境界が大きく乖離する結果となったのであろう。

(3) 紀伊兄山と大和・紀伊国境

背山から真土山までの距離は約20kmある。この二つの山はそれぞれ四至畿内と四国畿内の境界をなしたが、紀伊国伊都郡の東西を画する境界でもあった。

この畿内の境界の乖離については、足利健

亮が天武8(679)年に龍田山と大坂山に関が設置された事実に注目し⁹¹⁾、この頃に畿内4か国の分割と畿内の境界の変動があった可能性を指摘している。足利によれば、天武8年に伊都評は紀伊国に編入され、大和・河内国境をなす金剛山地の南延長上にある真土山が紀伊・大和国境となるとともに、畿内の境界が背山から真土山へと移動したという⁹²⁾。

しかし、大和・河内・摂津・山城の国名は、先述した『日本書紀』天武4年2月9日条に列挙されているので、畿内4か国の分割が天武8年に行われたということは考えられない。また、龍田山と大坂山はそもそも畿内の境界には位置していないので、これらの山への関の設置と畿内の境界の移動を結びつけるのも無理があろう。

筆者は、畿内および評・国の領域が編成された当時の地域認識に着目すると、次のような畿内の境界移動プロセスを想定しうのではないかと考える。

つまり、大化前代において紀の川中流域はヤマト政権の支配者層にとっての「親密な空間」であり、さらに四至畿内の創設にあたっては先述の原則に従って背山がその境界として選ばれた。

一方、真土山以西の紀の川両岸には和泉山脈と紀伊山地が迫り、とくに南岸の紀伊山地は紀伊半島の奥深くまで山林が続いている。このような地勢から、紀の川流域一帯は古くから「木国」と呼ばれていた⁹³⁾。大化2年8月の国造のクニの境界画定にあたっては、こうした地域認識にもとづいて紀の川河口から真土山までが紀伊国造のクニとして定められ、大化5年に名草評となった⁹⁴⁾。そして伊都評はその後いずれかの時点で名草評、ないしそこから派生した那賀評から分立し⁹⁵⁾、紀の川沿いの平地を区切る真土山と背山を東西の境界とした。

そして、評の上位区画としての紀伊国は大化2年に画定された紀伊国造のクニと熊野国

造のクニをあわせた範囲をその領域とした。そのため、紀伊国造のクニにルーツをもつ伊都評は紀伊国に編入されることとなったのである。

要するに、ヤマト政権の支配者層にとっての「親密な空間」という地域認識と山林が広がる「木国」という地域認識は相互に排他的なものではなく、その縁辺部においてオーバーラップする部分があった。そして、四至畿内の境界選定にあたっては前者の認識が反映され、評やその上位区画としての国の領域編成にあたっては後者の認識が反映されたのである。さらに天武朝以降には、畿内の行政区画化が進み、国を基礎とする四国畿内の成立をみるに至った。その結果、畿内の境界は背山から真土山へと移動することになったのであろう。

V. おわりに

本稿の考察結果を要約すれば以下の通りである。

- ① 四至畿内はヤマト政権の支配者層にとっての「親密な空間」を、奈良盆地南部から延びる交通路上の4つの地点で画した地域区分であった。
- ② 四至畿内の創設に際しては、奈良盆地を中心として、これをとりまく山並を第一列、その外側の平野・盆地を画する山並を第二列とし、そこまでを畿内の範囲とする原則があったと考えられる。
- ③ 天智朝には四至畿内とは別に、大津宮を中心とし、三関と逢坂関によって画される「畿内」が構想された。
- ④ 天武朝には国や評による人民支配が進むとともに、畿内の武装化が図られたことにより、四至畿内の内側にある国々が次第に畿内として認識されるようになった。
- ⑤ 持統朝以降には畿内と畿外の差別化が進み、畿内は宮都を支える特別行政区画としての性格が強まった。これにより、四至畿

内は四国畿内へと変容を遂げた。

- ⑥ 四至畿内と四国畿内の境界の乖離は、近江狭々波合坂山については関の管理に伴う国境の変動、名壑横河・紀伊兄山については四至畿内の境界選定時と評・国の領域編成時の地域認識の違いによるものと考えられる。

以上、本稿では、四至畿内から四国畿内への移行過程を国評制の整備過程との関連から検討し、両者の境界に乖離が生じた経緯について明らかにしようと試みた。もとより当該期の史料は限られるため、推測を重ねざるをえなかった部分も少なくないが、畿内・国・評といった発生の異なる領域的単位が階層的な行政区画として整備されていくプロセスを、筆者は上記のように理解している。一試論として提示し、諸賢の批判を仰ぐこととしたい。

〔注〕

- 1) 天平宝字元(757)年には河内国より和泉国が分立し、畿内は5か国で構成されるようになった。
- 2) 賦役令調網絶条。同歳役条。
- 3) 吉川 聡「畿内と古代国家」史林79-5, 1996, 43-77頁。
- 4) 『日本書紀』大化2年正月甲子朔条。
- 5) 関 晃「畿内制の成立」山梨大学学芸学部研究報告5, 1954, 61-67頁。
- 6) 門脇禎二「大化「改新」詔の「畿内」について」東アジアの古代文化50, 1987, 30-37頁。
- 7) 大津 透『律令国家支配構造の研究』岩波書店, 1993, 34-74頁。
- 8) 西本昌宏『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房, 1997, 39-95頁。
- 9) 前掲3) 43-77頁。
- 10) ①鬼頭清明「王畿論」(荒野泰典ほか編『アジアのなかの日本史Ⅳ』東京大学出版会, 1992), 209-232頁。②山尾幸久「大化年間の京師と畿内—改新詔の検討その1—」立命館文学528, 1993, 741-789頁。③長山泰

- 孝「国家と豪族」(朝尾直弘ほか編『岩波講座 日本通史』第3巻, 1994), 165-198頁。
- 11) 門井直哉「評領域の成立基盤と編成過程」人文地理50-1, 1998, 1-22頁。
 - 12) 金田章裕『古代景観史の探求』吉川弘文館, 2002, 43-71頁。
 - 13) 鬼頭清明「畿内制について」(町田章・鬼頭清明編『新版古代の日本』6, 角川書店, 1991), 9-14頁。
 - 14) 前掲12) 43-71頁。
 - 15) 前掲8) 96-115頁。
 - 16) 前掲8) 96-115頁。
 - 17) 例えば, 天平神護2(766)年の「越前国足羽郡道守村開田地図」では現・日野川の名称が支流域の地名に因む「味間川」と表記されている。
 - 18) 「名張川」『日本歴史地名大系24 三重県の地名』平凡社, 1983。
 - 19) 東大寺文書(『寧良遺文』)。
 - 20) 『続日本紀』靈龜元年6月10日条。
 - 21) 足利健亮『日本古代地理研究』大明堂, 1985, 291-306頁。
 - 22) 東大寺文書(『平安遺文』3835号文書)。
 - 23) 『日本書紀』天武元(672)年6月24日条。
 - 24) 足利健亮は, 奈良盆地の横大路が東西方向の道であることから, 改新詔や壬申の乱の記事にみえる横河を東西方向に流れる川とする解釈を示している(前掲21), 291-306頁。)。しかし, 横大路は建久4(1193)年4月6日の「大和郡平田荘惣追捕使注文案」(談山神社文書)に「横路」とみえるのが史料上の初見であり, その呼称自体は7世紀後半まで遡らない。一方, 『万葉集』にみえる「藤原宮の御井の歌」(52番)には「日の経」「日の緯」との文言があり, 藤原京の時代にも東西をタテ, 南北をヨコとする方位観が存続していたことがうかがえる。よって, 横河を東西方向の川とする解釈は成り立ちがたいだろう。
 - 25) 前掲10) ②, 741-789頁。
 - 26) 『和歌初学抄』(佐佐木信綱編『日本歌学大系』第2巻, 風間書房, 1983)。
 - 27) 本居宣長「妹背山」『玉勝間』九の巻(『本居宣長』岩波書店, 1978)。
 - 28) 本居宣長「又妹背山」『玉かつま』十二の巻(『本居宣長』岩波書店, 1978)。
 - 29) 本居内遠「妹山背山辨」(『本居内遠全集』吉川弘文館, 1938)。なお, 内遠はこれらの峰について「何の方の峯を妹の山とも背の山とも, 定めて喚分たるには非ず」と述べている。
 - 30) 背山・妹山の所在地については吉野とする見方もあるが, 本居宣長は「みな後の歌にのみなづみて, 万葉をよく見ざる, ひがこと也」と断じている(前掲27)。
 - 31) なお, 妹山・姉山の呼称は「宇治関白高野山御参詣記」永承3(1048)年10月17日条にみえるとしているが, 『続々群書類従』5所収の同史料(底本:残闕日記本)の記載では「妹山熾山」となっている。
 - 32) 前掲21) 272-291頁。
 - 33) 吉田東伍『大日本地名辞書』中国・四国・西国, 富山房, 1900, 848頁。
 - 34) 『兵庫県史』第1巻, 1974, 508-509頁。
 - 35) 前掲7) 75-93頁。
 - 36) 木下 良「『大化改新詔』における畿内の境界について」史冊27, 1992, 1-18頁。
 - 37) 吉本昌弘「播磨国明石駅家・摂津国須磨駅家間の古代駅路」歴史地理学128, 1985, 15-25頁。
 - 38) 『日本国語大辞典』小学館。
 - 39) その様子は, 『平家物語』巻9(樋口被討罰)にみえる「一谷は北は山, 南は海, 口はせばくて奥ひろし。岸たかくして屏風をたてたるにことならず。」との描写からもうかがえよう。
 - 40) 前掲21) 195-198頁。
 - 41) 山陽道のルートについてはこの他にも, 妙法寺川河谷から白川峠越えに至り伊川谷ルートをとって明石駅に達したとする説(前掲34) 540-542頁。前掲37) 15-25頁)や, 難波から有馬温泉を経て明石川上流の「奇淵」に通じたとする説(前掲36) 1-18頁)がある。しかし, これらの説は鉢伏山南麓の海岸部を避けるにすれば, あまりに大きな迂回路となってしまうという難点がある。
 - 42) 前掲36) 1-18頁。前掲8) 96-115頁。
 - 43) 『明石市史』上巻, 1960, 30-31頁。

- 44) 前掲36) 1-18頁。
- 45) 前掲21) 33-41頁, 45-48頁。
- 46) 『続日本紀』天平宝字8(764)年9月18日条。
- 47) 山尾幸久「古代近江の早馬道」(上田正昭編『古代の日本と渡来の文化』学生社, 1997), 261-274頁。
- 48) 『日本書紀』天武元(672)年5月是月条には「自_二近江京_一至_二于倭京_一。処_レ置_レ候。亦命_二菟道守橋者_一。遮_下皇大弟宮舍人運_二私糧_一事_上。」とあり、壬申の乱の勃発直前にはこのルートの監視が強化されている。
- 49) 前掲3) 43-77頁。
- 50) 出田和久「畿内の境界に関する試考」(奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集6「古代日本と東アジア世界」, 2005), 249-263頁。
- 51) 前掲7) 34-74頁。
- 52) 出田は畿内の境界の選定理由について、「空間的には中心であった奈良盆地南部から数日の移動距離内にあり、支配者層にはよく知られたところであり、空間的な認識を比較的獲得しやすい規模であり、それぞれに境界としての意識を反映したもので、四至としてイメージしやすかったのではないか。」と述べている。(前掲50) 249-263頁)まさしくこのような地域認識が四至畿内の下地をなしたのであろう。
- 53) 原秀三郎「大化改新と難波宮」(直木孝次郎編『難波京と古代の大阪』学生社, 1985), 73-103頁。
- 54) 難波宮から紀伊方面へは、小栗街道に従って大阪湾岸を南下し、孝子峠(106m)を経て紀の川河口付近に入ったものと推定される(前掲21) 249-260頁)。なお木下良は、より内陸側の蔵王峠(550m)で和泉山脈を越え、背山に至るルートを想定している(前掲36) 1-18頁)。しかし、蔵王峠越えのルートは孝子峠越えのルートよりも険しく、紀伊水門までの距離も長くなる。したがって、同ルートがメインルートとして位置づけられていた可能性は極めて低いだろう。
- 55) 前掲5) 61-67頁。
- 56) 前掲13) 9-14頁。
- 57) 前掲12) 43-71頁。
- 58) 前掲21) 33-41頁。
- 59) 『続日本紀』延暦8年7月14日条。
- 60) 前掲21) 33-41頁。
- 61) 『日本後紀』弘仁元年9月10日条。
- 62) 延暦8年7月14日の勅(前掲59)では、三関にあった「兵器糧糶」は国府に運び、「館舎」は便郡に移設せよとある。永田英明はこのことから、三関では築地塀などの外郭施設の大規模な解体工事が行われていた可能性を指摘している(永田英明「奈良時代の王権と三関」『杜都古代史論叢』, 2008, 3-26頁)。ただし、『更級日記』の作者・菅原孝標女は寛仁4(1020)年、上総から京に上る際に不破関を通過しており、11世紀の段階でも関と認識しうる施設は一部存続していたものと思われる。おそらく施設の撤去状況は三関の中でも差があったのだろう。
- 63) 『日本書紀』天智6年8月条。天武元年5月是月条, 6月26日条, 7月9日条, 9月12日条。また、天武元年6月24日条によれば、倭京には「留守司」が置かれ、駅鈴を管理していたことがうかがえる。
- 64) 『関寺縁起』(『続群書類従』28上, 所収)。
- 65) 「関寺」『日本歴史地名大系25 滋賀県の地名』平凡社, 1991。
- 66) 『扶桑略記』天延4年6月18日条。
- 67) 前掲64)。
- 68) 岩田孝三『関址と藩界』校倉書房, 1970, 46-55頁。
- 69) 木下良『日本古代の道と駅』吉川弘文館, 2009, 56-65頁。
- 70) 前掲69), 133-142頁。
- 71) 館野和己『日本古代の交通と社会』塙書房, 1998, 125-162頁。
- 72) 『日本後紀』大同元年3月17日条。
- 73) 『日本後紀』大同元年3月22日条。
- 74) 『続日本後紀』承和9年7月17日条。
- 75) 当時、京近辺では群盗が出没し、左右近衛・左右兵衛・檢非違使らが捕縛に派遣されていた。(『文徳天皇実録』天安元年3月16日条, 3月25日条)
- 76) 『日本書紀』天武元(672)年是歳条。
- 77) 奈良文化財研究所『評制下荷札木簡集成』,

- 2006, 51頁。
- 78) 早川庄八『日本の歴史4 律令国家』小学館, 1974, 44-48頁。
- 79) 『日本書紀』天武4年2月15日条。
- 80) 『日本書紀』天武4年10月20日条。
- 81) 『日本書紀』天武5年9月10日条。
- 82) 『日本書紀』天武13年閏4月5日条。天武14年9月11日条。
- 83) 『日本書紀』持統4年4月14日条。
- 84) 『日本書紀』持統6年4月5日条。前掲2)。
- 85) 仮寧令請仮条は五位以上の官人の移動について「欲_レ出_二畿外_一奏聞」と規定している。
- 86) 評の成立過程についての本稿の理解は、前掲11) にもとづく。
- 87) 前掲21) 291-306頁。
- 88) 井上辰雄「伊賀国正税帳をめぐる諸問題」法文論叢文科篇23, 1968, 20-43頁。
- 89) 『扶桑略記』『帝王編年記』『倭姫命世記』によれば、伊賀国はもと伊勢国に属し、天武9(680)年7月に四郡(阿拝・伊賀・山田・名張)を分割して立国されたと伝えられる。
- 90) 『古事記』安寧天皇段には「伊賀の須知の稲置、那婆里の稲置、三野の稲置」とあり、名張郡の周知郷、名張郷の付近は大化前代より伊賀よりも下位レベルの地域と認識されていたかのように読める。しかし、『古事記』神武天皇段には「常道の仲国造」とあるものの、『常陸国風土記』総記によれば「常陸」(常道)の呼称は大化前代には存在しなかったという。だとすれば、安寧天皇段の表記にしても国郡成立後の知識にもとづく潤色の可能性が考えられよう。同様に、『日本書紀』清寧2年11月条、顕宗即位前紀が億計王・弘計王の発見地を「播磨国赤石郡」の縮見屯倉と記すのも潤色とみるべきだろう。なお、縮見屯倉は美囊郡志深郷を遺称地としているが、『日本書紀』がその所在地を「赤石郡」と記述しているのは、もともと美囊郡が「赤石郡」に含まれていたことによるものと推測される。
- 91) 『日本書紀』天武8年11月是月条。
- 92) 足利健亮「下ツ道の拡がりとうつろい」(上田正昭編『探訪 古代の道』第1巻, 法蔵館, 1988), 25-53頁。
- 93) 「木国」の表記は『古事記』の大国主神の根の国訪問の段、孝元天皇段、崇神天皇段、垂仁天皇段、景行天皇段、仁徳天皇段にみえる。
- 94) 「紀伊国造系図」(『続群書類従』7下, 所収)の19代大山上忍穂の項に「立_二名草郡_一。兼_二大領_一。」とある。大山上の冠位からすると、名草評の成立は大化5年にまで遡る可能性がある。
- 95) なお、那賀郡の初見記事は『続日本紀』大宝3(703)年5月9日条であり、文献上は伊都郡の初見年代(『日本書紀』天武8年是年条)の方が早い。

Spatial Transformation and its Background of *Kinai* in Ancient Japan

KADOI Naoya

Kinai was a special administrative district near the capital, which consisted of four *Kuni* provinces (*Yamato no Kuni*, *Kawachi no Kuni*, *Settsu no Kuni*, and *Yamashiro no Kuni*). The institution of *Kinai* originated in China and was founded in Japan in 646 AD. However, at that time, the territory of *Kinai* was divided into four spots, and its boundary differed from that of later *Kinai*. This is because its basic spatial recognition differed from that of the *Kuni* provinces that comprised later *Kinai*.

The former *Kinai* was created for the primitive Yamato government by dividing a well-known region along roads extending from the Nara basin. It was a mere regional division rather than an administrative district and was independent of the capital. Therefore, the former *Kinai* subsisted even during the era of Emperor *Tenchi*, when the capital moved to *Omi no Kuni*.

However, *Kinai* transformed during the era of Emperor *Tenmu*. In 675 AD, the government prohibited powerful clans from privately ruling people, and *Kuni* and its lower district *Kohri*, which governed people territorially, became more important. In addition, the government armed *Kinai* and frequently reviewed weapons owned by officers who resided there. Gradually, the four *Kuni* provinces within the former *Kinai* were almost recognized as a *Kinai*.

Since the era of Emperor *Jitoh*, the government adopted policies that distinguished them. Therefore, former *Kinai*, divided by four spots, was entirely replaced by later *Kinai* consisting of four *Kuni* provinces, and *Kinai* became a special administrative district to support the capital.

Key words: *Kinai*, *Kuni*, boundary, territory, spatial recognition